

# 高齢者虐待 防止に向けて

～未然防止・早期発見～



福祉保健部地域保健課

# 高齢者虐待の未然防止・早期発見のために

1. 甲府市高齢者虐待対応マニュアルをご存じですか？
2. 高齢者虐待防止法のおさらい
3. みなさんをお願いしたいこと

# 「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」とは

甲府市では、高齢者虐待の対応について、令和4年4月にマニュアルを改訂し、虐待の未然防止に取り組んでいます。

## 「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(1)

### 第1 甲府市における高齢者虐待対応

1 高齢者虐待防止法

2 市の役割

3 定義

4 基本的な視点（姿勢）

5 留意事項（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 第1：甲府市における高齢者虐待の対応

- (1) 高齢者虐待の一義的な責任は、**市**にあり、**9か所の地域包括支援センター**（以下「包括」と言う。）と共に、虐待に対応します。
- (2) 「高齢者」「養護者」「養介護施設従事者」を定義しています。
- (3) 住民や介護保険事業所等と地域における**ネットワーク**をつくり、連携・協力による**チーム対応**で進めています。
- (4) 虐待の**未然防止**、**早期発見・早期対応**が重要です。
- (5) 高齢者だけでなく**養護者**も支援します。

## 「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(2)

### 第2 養護者による虐待等への対応

- 1 高齢者虐待の未然防止の取組
- 2 高齢者虐待の早期発見のための取組
- 3 養護者による高齢者虐待対応
- 4 初動期段階
- 5 対応期段階
- 6 終結段階
- 7 養護者（家族等）への支援
- 8 養護者による高齢者虐待対応手順の見方

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 第2：養護者による虐待等への対応

- (1) リスク要因を有する家庭への支援による**未然防止**が重要です。
- (2) 住民や関係機関が、通報方法や対応窓口を知っていると**早期発見**できます。→包括・市に**直接ご連絡**ください。
- (3) 包括・市が**実態把握**を行い、関係機関や関係者の協力を得ながら対応します。
- (4) **養護者**（家族等）への**支援**も行います。
- (5) 本市マニュアルには、対応フロー図があり、包括・市と並んで、関係機関の役割が明記されています。

## 「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(3)

### 第3 養介護施設従事者等による虐待への対応

- 1 定義・概略
- 2 市による相談・通報・届出への対応
- 3 事実の確認・県への報告
- 4 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使
- 5 養介護施設従事者による高齢者虐待の状況の公表

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」目次(3)の概要

## 第3：施設従事者等による虐待等への対応

- (1)介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業所などで従事する職員、すべてが対象です。
- (2)市（地域保健課が中心に、介護保険課や指導監査課、健康政策課）が対応します。
- (3)通報者は、保護されます。（誰が通報したかは言いません）
- (4)事実確認のため、施設の調査を行います。
- (5)県に報告をします。
- (6)本市マニュアルにフロー図があります。



## 2. 高齢者虐待防止法のおさらい

正式には

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

(以下「法」という)

○目的は、高齢者の**権利利益**の**擁護**（法第1条）

○定義（法第2条）

①高齢者は**65歳以上**の者

②虐待は、**養護者**、及び**養介護施設従事者**によると規定

③養護者とは、高齢者を現に養護する者（養介護施設従事者以外の者）

甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋

○早期発見（法第5条）

**養介護施設、病院、保健所**その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び**養介護施設従事者、医師**（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報（法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

⇒市や包括に直接、連絡してもよいと解釈できます。

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

# ところで虐待とは？

## ① 身体的虐待

・・・身体に外傷が生じる行為、生じる恐れのある暴行

## ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

・・・食事を与えない、必要な介護をしない等の行為

## ③ 心理的虐待

・・・暴言を吐く、拒否をし続ける、無視する等の行為

## ④ 性的虐待

・・・わいせつな行為、わいせつな行為をさせる

## ⑤ 経済的虐待

・・・高齢者本人の財産を不当に使う等の行為

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

# 虐待には12のサインがある。

- ①身体に不自然な傷やあざがあり、高齢者自身や介護者の説明がしどろもどろ
- ②脱水症を甘く見ることは禁物  
→家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることもある
- ③部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④外で食事する時、一気に食べてしまう  
→自分で食事の準備や食べたりできない
- ⑤必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥高齢者に強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

- ⑦高齢者が落ち着きがなく、動き回ったり異常にしゃべる  
→認知症高齢者で、自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつき等の落ち着かない状態
- ⑧「年金を取り上げられた」と訴える  
→年金収入があっても生活費に困窮、身に覚えのない借金の取り立てなど
- ⑨高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったまま

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

# 3. 皆さんにお願いしたいこと

みなさんは

**「虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、  
虐待の早期発見に努めなければならない者（法第5条）」**  
とされています。

具体的には

- (1) 養介護施設、病院、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、及び養介護施設従事者
- (2) 医師、保健師、弁護士その他高齢者福祉に職務上関係のある者

皆様は、**早期発見に努める者**です。  
虐待の有無に「虐待の疑いのチェックポイント」を  
ご活用ください。

# 虐待の疑いのチェックポイント

## 【代表的な確認（チェック）項目】（1）

A 身体の状態・けが等

※下線は緊急性を要する

- ①体に不自然で複数のあざ、打撲痕や腫脹、傷、やけどの跡が頻繁にある
- ②急な体重の減少、やせすぎ
- ③栄養失調、低栄養の疑い
- ④重い脱水症状、その繰り返し
- ⑤全身衰弱、意識混濁
- ⑥頭部外傷、重度の褥そう

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 【代表的な確認（チェック）項目】（2）

### B 生活の状況

- ①着の身着のまま、いつも汚れたりした服を着ている
- ②身体の異臭、汚れた髪、伸び放題の爪
- ③菓子パンのみの食事、自宅以外でガツガツ食べる、拒食や過食
- ④不眠の訴え、不規則な睡眠
- ⑤自由に外出できない、自由に家族以外の人と話せない、長時間家の外
- ⑥経済的に困っていないのに「お金がない」と訴える
- ⑦居住する家が極端に非衛生的である、暖房の欠如

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）



## 【代表的な確認（チェック）項目】（3）

### C 話の内容

※下線は緊急性を要する

- ① つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする
- ② 「お金をとられた」「貯金がなくなった」の発言
- ③ 関係者に話すことをためらう、話の内容が変化
- ④ 「怖い」「怒られる」「殴られる」などの発言
- ⑤ 「何も食べていない」「怖いから家にいたくない」「帰りたい」などの発言
- ⑥ 「死にたい」などの発言、自分を拒否的に話す

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 【代表的な確認（チェック）項目】（4）

### D 表情・態度

- ①わずかなことにおびえやすい
- ②おびえた表情、急に不安がる、人目を避けたがる
- ③無気力な表情、問いかけに無反応
- ④家族のいる場面いない場面で態度が異なる、投げやりな態度、急な態度の変化

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 【代表的な確認（チェック）項目】（5）

### E サービスなどの利用状況

- ① 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ② 処方された薬を適切に服薬できていない、本人が処方されていない薬を服用
- ③ 入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し
- ④ 必要であるサービスを未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足
- ⑤ 援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否
- ⑥ 利用負担が突然払えなくなる、利用をためらう

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 【代表的な確認（チェック）項目】（6）

### F 養護者の態度

- ① 高齢者に対して、冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
- ② 高齢者に対し「早く死んでしまえ」など拒否的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、乱暴な口のきき方
- ③ 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

## 【代表的な確認（チェック）項目】（7）

### F 養護者の態度つづき

※下線は緊急性を要する

- ④家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴が聞こえる
- ⑤高齢者に面会させない
- ⑥虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
- ⑦支援者へ「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」の訴え
- ⑧虐待者が高齢者の保護を求める
- ⑨刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅かし

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

# もしかして「虐待かも？」と思ったら・・・

## (1) 発見・即通報

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報しなければならない（法第7条）

**とにかく早く！！**

ケアマネに報告…とっていたら数日たってしまい、  
ほうかつが把握したのは1週間後ということもありました。

## (2) 通報って、どうする？

発見者 → 所属の事業所内で共有 → ケアマネジャー  
→ 包括・市（地域保健課） 直接、**包括・市でもOK**

**通報・相談した方のプライバシーは保護されます。**

# でも個人情報保護の壁が・・・。

個人情報保護に関する法律が壁となる  
利用目的の制限（第16条）、第三者提供の制限（第23条）が  
義務付けられています。

しかし!!

個人情報保護に関する法律と甲府市個人情報保護条例では、  
高齢者虐待の養護者等には、同意を得ることの例外規定に該当します。

(市条例第5条)

つまり、虐待では **情報提供 > 個人情報**

もちろん、虐待の対応をする包括職員・本市等には、守秘義務が  
課せられています。（法第8・17条）

# 通報を受けた包括・市はどうするの？

(1) 事実確認のための情報収集

**《情報の提供を依頼することもあります。ご協力ください》**



(2) 包括と市で協議して**虐待の有無・緊急性等**を判断



(3) 発生要因や課題を整理して関係機関・関係者と協議・決定、役割分担をしながら虐待対応計画の決定

**《みなさんも関係者です。役割をお願いすることがあります》**



(4) 高齢者本人・養護者（家族等）への支援

**《情報共有しながら連携をとり、終結を目指します》**



# どうして虐待が起きるのか…

令和3年度全国虐待調査から発生要因を知る

- 被虐待者の「認知症の症状」 (55.0%)
  - 虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」 (52.4%)
  - 虐待者の「精神状態が安定していない」 (48.7%)
  - 「被虐待者との虐待発生までの人間関係」 (47.3%)
  - 虐待者の「理解力の不足や低下」 (46.3%)
  - 虐待者の「介護力の低下や不足」 (43.0%)
- が挙げられています。

未然防止できるもの

ネットワークで  
積極支援見守り

複雑に絡み合う

**虐待**

**虐待の芽 = リスク要因**  
(芽の段階でもご相談ください)

# 養介護施設従事者による高齢者虐待とは？

- (1)皆様の職場内では、高齢者虐待の研修、苦情の処理体制はどうなっていますか？（法第20条）
- (2)発見したら速やかに市へ通報（法第21条）
- (3)通報者が通報しても不利益にならないよう、立場が保護されます。（法23条）

📖 「虐待の芽チェックリスト」「虐待防止セルフチェックリスト」  
（東京都福祉保健財団高齢者権利擁護センター高齢者権利擁護推進事業リンク集）  
など上手に活用を。

# 3. みなさんをお願いしたいこと

- ①疑いの目は持って、高齢者・家族と接する  
⇒1 2のサインを参考に…
- ②虐待（疑い含む）があったら  
すぐにほうかつ、市へ連絡を。
- ③リスクのある家庭は要注意。
- ④虐待は 情報提供 > 個人情報

(甲府市個人情報保護条例の例外規定に該当)

## 参考資料

○「甲府市高齢者虐待対応マニュアル令和4年4月改訂」

甲府市ホームページに掲載

○高齢者虐待の相談・通報（地域包括支援センター）

甲府市ホームページに掲載（住所・電話番号等）



# あと1年です！！

運営基準の改正（R3.4.1）により

全ての介護サービス事業者を対象に介護施設等における  
虐待防止体制の整備が義務づけに

虐待の発生又はその  
発生を防止するため  
の委員会（虐待防止  
検討委員会）の開催

虐待防止  
指針の整備

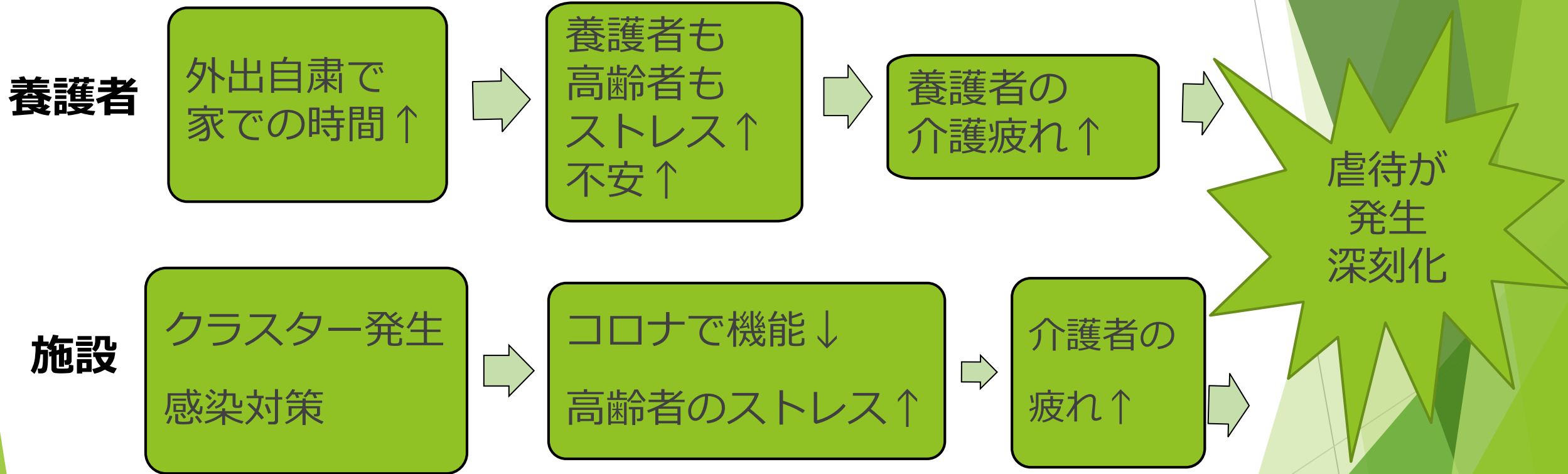
研修の実施

虐待担当者  
を定める

令和6年4月1日から**完全施行**となります。

ご準備はお済ですか??

# 新型コロナウイルス感染症による高齢者虐待 への対応について



今後、虐待が増えていくことが懸念されます。

未然防止・早期発見をお願いします。<sup>29</sup>

# 重ねてのお願い

高齢者の一番近くにおいて、日常の高齢者本人の様子はもちろんのこと、ご家族の様子も見ることもできる皆様だからこそ、高齢者虐待の

**①未然防止と**②早期発見・早期対応**を**

お願いしたいです。

今後も高齢者が健やかに甲府市で過ごせるよう、ご協力をお願いいたします。